

**令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運営業務  
企画提案競技実施要領**

**1 目的**

この要領は、令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運営業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

**2 業務の内容**

- (1) 業務名 令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運営業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月19日（金）まで
- (4) 委託料 1, 519千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内  
※委託料には、委託業務に係るすべての経費を含む。

**3 参加資格及び方法**

- (1) 企画提案競技に参加できる者

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ア 青森県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- イ 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、国及び地方自治体の指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けているものを除く。）でないこと。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつこれらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。
- ク 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税（複数に支店等を有する場合は、支店等所在地の県税及び市町村税を含む。）を滞納している者でないこと。

- (2) 参加方法

別紙様式「『令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運営業務』企画提案競技参加表明書」により、令和8年6月18日（木）17時まで（必着）に提出すること。

なお、郵送、電子メール、いずれの場合も到着確認を行うこと。

#### 4 企画提案書等の提出について

下記について令和8年6月29日（月）17時まで（必着）に下記に記載する資料を各7部提出すること（持参又は郵送）。

##### (1) 会社概要

応募者の概要が分かる資料（既存のもので可）

##### (2) 企画提案書

ア 仕上がりをA4サイズとする。様式は任意で、縦使い・横使いは問わない。

イ 記載が必要な項目は以下のとおりとする。

(ア) 本業務を実施する場合の社内体制及びスタッフの配置

(イ) サポーター活動要請PRチラシ案

(ウ) スキルアップ講座及び交流会実施案（プログラム案、講師案、開催場所案等）

(エ) 食育指導者研修会実施案（プログラム案、講師案、開催場所案等）

(オ) 業務実施スケジュール

(カ) 過去5年間に受託した類似業務実績

(キ) その他、提案者が必要と考える内容

##### (3) 経費見積額

経費の積算内容がわかるように委託業務内容毎の内訳を記載すること。

#### 5 審査について

##### (1) 審査方法

企画提案競技は書面審査とし、下記の点を総合的に審査の上、決定する。

ア 業務への理解度

イ 業務実施体制

ウ サポーター活動要請PR内容

エ スキルアップ講座及び交流会の実施内容

オ 食育指導者研修会の実施内容

カ 業務スケジュール

キ 業務実績

##### (2) 審査結果の通知

ア 企画提案競技の結果については参加者に速やかに通知する。

イ 審査内容に関する問合せや審査結果についての異議申立は受け付けない。

#### 6 質問事項について

企画提案競技に関する質問は、令和8年6月11日（木）17時までにメールで受け付け、令和8年6月15日（月）までに質問者と企画提案競技参加表明者全員に回答す

る。

## 7 スケジュール

6月11日(木)	質問受付期限
6月15日(月)	質問に対する回答
6月18日(木)	参加表明書提出期限
6月29日(月)	企画提案書提出期限
6月30日(火)	審査(書面審査)
～7月1日(水)	
7月2日(木)	審査結果通知
7月中旬以降	委託候補先との打合せ、契約締結

## 8 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 企画提案は、1者につき1点とする。
- (3) 企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画書等の提案資料は返却しない。
- (4) 企画提案書の差替え、再提出及び記載内容の変更は、原則として認めない。

## 9 問合せ・企画提案書等提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 企画調整グループ

TEL: 017-734-9354

FAX: 017-734-8086

メール: brand@pref.aomori.lg.jp

※電子メール送信の際は件名を「令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運營業務企画提案競技について(〇〇〇)」とし、『〇〇〇』には事業者名を記載すること。

別紙

【送信先】  
食ブランド・流通推進課 企画調整グループ  
メール brand@pref.aomori.lg.jp

令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運営業務  
企画提案競技 参加表明書

令和 年 月 日

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長 殿

住 所

名 称

代表者名

令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運営業務委託の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

また、当該企画提案競技への参加に当たり、令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運営業務企画提案競技実施要領「3 参加資格及び方法（1）企画提案競技に参加できる者」の要件を満たしていることを申し立てます。

担当者氏名：

連絡先 電 話：

F A X：

E-mail：